

春日井民商だより

N0.1285 2011. 8. 1
発行 春日井民主商工会
春日井市ことぶき町183
TEL 81-1482・FAX81-9756

税務署から「平成22年分収支内訳書の提出について」という書類が届いた！ どうしたらいい？という問い合わせがつづいています

7月15日付で「平成22年分収支内訳書の提出について」という書類が税務署から届いています。(右の書類です)

7月18日の「民商だより」でもお知らせしましたが、あらためて「収支内訳書」についてお知らせします。

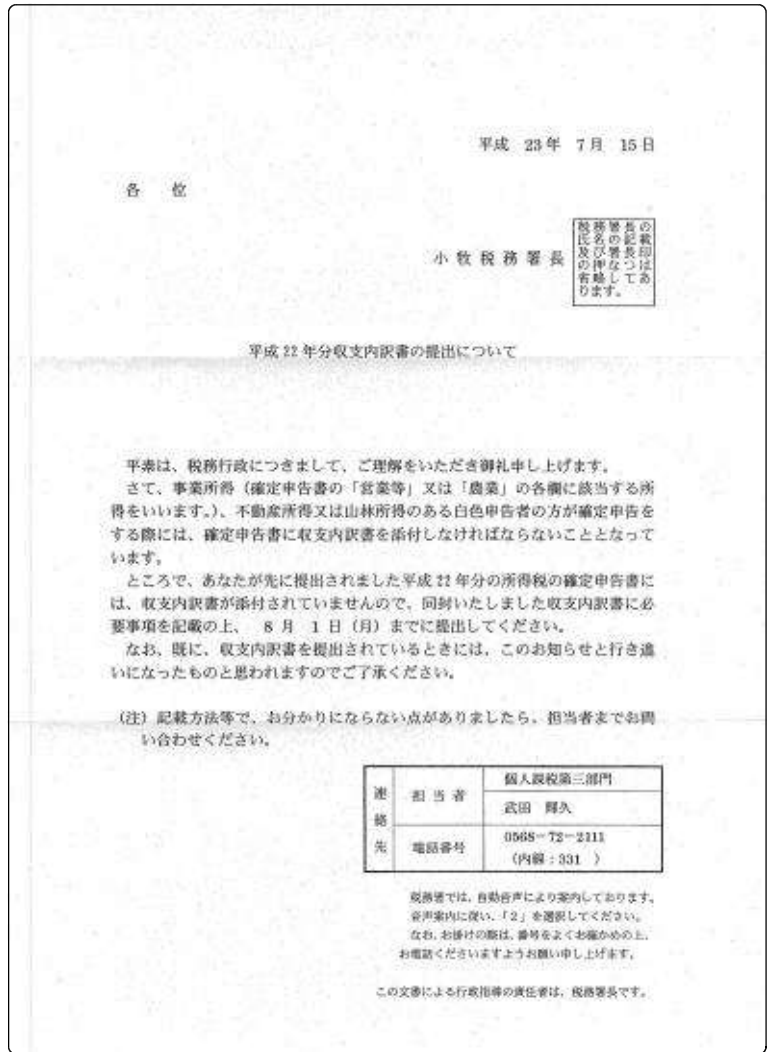
今から21年前の1984年3月に所得税法が改悪されて個人・白色申告者へ「収支内訳書」の提出が、法律で決められました。

「収支内訳書」の不提出で不利益な扱いを受けない
しかし、民商や建設労働組合、税経新人会、弁護士会など広範な反対運動で、罰則を設けない単なる「訓示規定」(『注意を与える意味合い』で、義務規定のように守れない場合にペナルティーを課すものではありません)とさせたことにより、提出しない人も罰則や不利益な扱いは受けなくなっています。

小牧税務署と毎年おこなっている「税務行政の民主化を求め」交渉でも「収支内訳書の提出がないことで税務調査をしたりするような不利益な扱いをしない」と税務署から明確な回答を受けています。

「内訳書」の提出と商売の「収支」をつかむことは別

商売を続けていく上で、しっかり自分の商売の「収支」(儲かっているかどうかなど)をつかむ必要がかります。融資を受ける場合もしっかりとした記帳は大きな力になります。自分の商売を大きくするためにも自主記帳のとりくみを強めましょう。



引き続き東日本大震災支援募金にご協力ください！

西支部と北支部で

配達集金ご苦労さん会を開きました



北支部が23日の夜、民商事務所で。西支部が24日の午後、味美の「えん」でそれぞれ配達集金ご苦労さん会を開きました。参加者はいずれも14名で、日頃の苦労をねぎらい合いながら楽しいひとときを過ごしました。

「畳」差し上げます！

176×86が8枚、170×86が6枚あります。希望の方に差し上げますのでご連絡ください 東支部 斉場 (090-3255-2092) まで

8月の無料法律相談は
8月8日(月)午後4時～
相談希望の方は電話で予約ください 81-1482 まで

今年も入荷しました！

食べてよし！ お違いのものでもOK
夏恒例！小豆島ソーメン好評発売中！



2000円 (1.8キロ入り)
(値段据え置きです)

残りあとわずか希望の方は
早めに予約してください。

15日までの会費集金にご協力をお願いします 会計 山崎 孝亀